

# 子育て支援の各種制度を

## ご利用ください

### 一時保育



#### 対象児童

保護者の疾病や出産、事故等で、緊急・一時的に保育ができなくなった児童が対象です。  
また、保護者の育児等による負担解消などの私的な理由でも利用できます。

#### 保育時間及び期間

昼間のみの利用で、その理由により必要となる期間

#### 利用方法

希望する保育園に直接お申込みください。  
※下記以外の保育園でも、自主的に一時保育を実施しています。  
実施の有無については、各保育園にお問い合わせください。

保護者の疾病などのために、緊急・一時的に子どもの保育ができなくなった場合に、昼間のみ子どもを預かり、保育します。

#### ●実施園及び利用料金（おやつ代等、別途料金が必要になる場合があります）

| 保育所名 | 電話番号               | 時間           | 利用料金   |
|------|--------------------|--------------|--|
| 鹿屋地区 | 松下保育園<br>(西原1丁目)   | 0994-42-2769 | 8:00～17:00<br>4時間以内=1,000円/日<br>超過1時間=0～3歳:250円<br>4～5歳:200円                   |
|      | 高隈保育園<br>(上高隈町)    | 0994-45-2039 | 7:30～18:00<br>1日=0歳:2,000円<br>1～2歳:1,600円<br>3歳以上:1,000円                       |
|      | 光華保育園<br>(花岡町)     | 0994-46-3764 | 8:30～17:30<br>1時間=0歳:350円<br>1～2歳:300円<br>3歳:250円<br>4歳以上:200円                 |
|      | わかば保育園<br>(寿4丁目)   | 0994-44-5234 | 8:00～17:00<br>午前=1,000円<br>午後=1,000円   |
| 串良地区 | ひばり保育園<br>(串良町細山田) | 0994-62-3377 | 7:00～18:00<br>4時間以内=1,000円/日<br>4時間超=2,000円/日<br>※1歳3か月未満児の預かり時間<br>8:30～17:30 |
|      | 洗心保育園<br>(串良町有里)   | 0994-63-9192 | 7:30～18:30<br>半日=1,000円<br>1日=2,000円   |
|      | ふたば保育園<br>(串良町下小原) | 0994-63-2620 | 7:10～18:40<br>4時間以内=1,000円/日<br>超過1時間=0～3歳:250円<br>4～5歳:200円                   |

市では、子どもの健全な育成や子育てしやすい環境づくりのため、様々な子育て支援を行っています。

子育ての負担を軽減できる各種制度を、ぜひ、ご利用ください。  
【問い合わせ・申請先】  
子育て支援課（1階⑩・⑪番窓口） ☎0994311134

### シヨイトステ



#### 対象児童

保護者の疾病や仕事、冠婚葬祭などで、緊急に保育ができなくなった児童が対象となります。

#### ●実施場所

#### ◇2歳未満の児童

鹿屋乳児院（寿8丁目）  
☎09944212531

#### ◇2歳以上の児童

大隅学舎（西原2丁目）  
☎09944316229

#### ●時間及び期間

24時間体制で、最長1週間（延長可）

#### ●利用方法

子育て支援課又は各総合支所市民生活課で、利用申請をしてください。  
※利用児童の保険証の写しが必要です。

保護者の急な疾病などで緊急に児童の保育ができなくなった場合に、鹿屋乳児院又は大隅学舎で一定期間子どもを預かり、保育します。

#### ●利用料金（1日あたり）

| 区分       | 保護者負担金  |         |
|----------|---------|---------|
|          | 2歳未満の児童 | 2歳以上の児童 |
| 市民税非課税世帯 | 1,100円  | 1,000円  |
| 市民税課税世帯  | 5,350円  | 2,750円  |



### 児童手当



小学校6年生までの児童を養育している人に支給します。  
ただし、所得制限があります。

#### ●支給額

1人目 5,000円  
2人目 5,000円  
3人目 10,000円  
※3歳未満は、1人目・2人目とも10,000円

児童手当を受けている人は、所得や現況を確認するため、毎年6月に「現況届」を提出する必要があります。  
現在受給中の人には文書で通知します。



#### 平成20年度所得制限限度額

| 扶養親族等の数 | 所得制限限度額 | 収入額の目安  |
|---------|---------|---------|
| 0人      | 460.0万円 | 652.5万円 |
| 1人      | 498.0万円 | 695.6万円 |
| 2人      | 536.0万円 | 737.8万円 |
| 3人      | 574.0万円 | 780.0万円 |
| 4人      | 612.0万円 | 822.2万円 |
| 5人      | 650.0万円 | 864.4万円 |

厚生年金など加入者の場合、特例により以下の限度額が適用されます。

| 扶養親族等の数 | 所得制限限度額 | 収入額の目安  |
|---------|---------|---------|
| 0人      | 532.0万円 | 733.3万円 |
| 1人      | 570.0万円 | 775.6万円 |
| 2人      | 608.0万円 | 817.8万円 |
| 3人      | 646.0万円 | 860.0万円 |
| 4人      | 684.0万円 | 902.2万円 |
| 5人      | 722.0万円 | 944.4万円 |

「収入額の目安」は、給与収入のみで計算していますので、ご注意ください。

（注1）所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がある人についての限度額（所得額ベース）は、上記の額に該当老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。

（注2）扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額。

※所得が所得制限限度額以上の場合、児童手当等は支給されません。

### 乳幼児医療助成金

小学校就学前の乳幼児にかかる医療費のうち、保険診療による自己負担分の一部を助成します。

乳幼児の医療に要した費用のうち、保険診療に係る自己負担額を助成します。  
事前に受給者の登録が必要です。

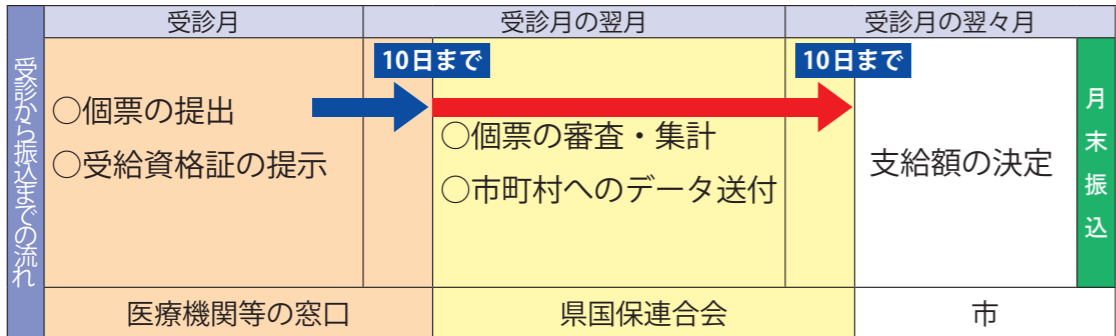
#### ●助成額

3歳未満 全額助成  
3歳～小学校就学前 月額3,000円を超える額を助成

#### ●申請方法

健康保険証、受給資格者証を提示し、「自己負担額支払明細票」を医療機関等へ提出してください。

- 「自己負担額支払明細票」は、各医療機関等の窓口にも置いてあります。
- 必要事項を記入してあるものであればコピーの提出も可能です。



※助成金の振込は、受診月の2か月後の月末になります（3月診療分は5月31日振込）。